

北上市犯罪被害者等支援条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、北上市（以下「市」という。）における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって市民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （3） 市民等 市の区域内に居住する者、市の区域内に通勤する者及び市の区域内に通学する者をいう。
- （4） 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業を行うものをいう。
- （5） 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により生ずる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失をいう。
- （6） 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいう。
- （7） 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- （8） 関係機関等 国、岩手県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体、その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう適切に行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮して行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから安心して暮らすこ

とができるようになるまでの間、市及び関係機関による相互の連携および協力の下で必要な支援等を、途切れることなく受けることができるように行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、民間支援団体や関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するものとする。

（市民等及び事業者の役割）

第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る各種手続に関与することができるよう就労、勤務、休暇等について、配慮するよう努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第6条 民間支援団体は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第11条 市は、市民等及び事業者が二次被害及び再被害を生じさせることのないように、関係機関と協力して、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

(教育活動の支援)

第12条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、犯罪被害者等への理解を深め、二次被害の防止等のため必要な教育活動を支援するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第13条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。なお、犯罪被害者等支援に従事する者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。